様式第１号－１

令和　　年　　月　　日

技術・危機管理課長　　殿

解　　体　工　事　完　　成　検査の結果を次のとおり報告します。

検査員

検査員１	印
検査員２	印
検査員３	印

解　体　工　事　完　成　検　査　成　績　評　定　書

工事番号		第　一　号	
工事名	○○△△事務所解体工事		
工事場所	奈良市登大路町３０		
工期		令和　年　月　日	から
		令和　年　月　日	まで
当初請負金額		1,234,567,890　円	
最終請負金額		2,345,678,900　円	
変更工期		令和　年　月　日	
竣工届出		令和　年　月　日	
竣工検査		令和　年　月　日	
工事概要			
手直事項		有　・　無	

受注者	○○建設△△工務店特定建設工事共同企業体
代表者	代表者　○○建設　代表取締役　○○□□
現場代理人	奈良県男
主任技術者	奈良県男
監理技術者	技術一番
手直検査	令和　年　月　日
手直検査員	

技　術　・　危　機　管　理　課

課長	総括検査員	課長補佐	係長	係員

○　○　事　務　所

所長	主任検査員	総括監督員	主任監督員	一般監督員	

様式第1号－2

工　事　成　績　採　点　表　【　完　成　】

令和　年　月　日 作成

奈良県広域水道企業団

工事名	○○△△事務所解体工事	契約金額（最終）	1,234,567,890 （ 2,345,678,900 ） 円 （）書きは変更後の請負額を示す
受注者名	○○建設△△工務店特定建設工事共同企業体	工　期	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日　完成年月日　令和　年　月　日

考査項目		①主任及び一般監督員						②総括監督員							中間・部分使用検査								（中間・部分使用）評定点	④検査員							
		氏名		監督１				氏名		監督２					氏名									氏名		検査員１		検査員２		検査員３	
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a’	b	b’	c	d	e	評価	a	a’	b	b’	c	d	e	評価		a	a’	b	b’	c	d	e	評価
1．施工体制	Ⅰ施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5	-10	d																	（中・部）　令和　年　月　日								
	Ⅱ配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5	-10	d																	（中・部）　令和　年　月　日								
2．施工状況	Ⅰ施工管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10	d									+5	－	+2.5	－	0	-7.5	-15		点	+5	－	+2.5	－	0	-7.5	-15	d
	Ⅱ工程管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10	d	+2.0	－	+1.0	－	0	-7.5	-15	e									（中・部）　令和　年　月　日								
	Ⅲ安全対策	+5.0	+2.5	0	-5	-10	d	+3.0	－	+1.5	－	0	-7.5	-15	e									点								
	Ⅳ対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5	d																	（中・部）　令和　年　月　日								
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5	d									+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20		点	+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	d
	Ⅱ品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5	d									+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		（中・部）　令和　年　月　日	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	d
	Ⅲ出来ばえ															+5	－	+2.5	－	0	-5	－		点	+5	－	+2.5	－	0	-5	－	c
4．工事特性	Ⅰ施工条件等への対応（※2）							0					－	－	0									中間・部分使用検査が６回以上の場合								
5．創意工夫	Ⅰ創意工夫（※3）	0			－	－	0																	平均　　点								
6．社会性等	Ⅰ地域へ貢献等（※4）							+10	+7.5	+5	+2.5	0	－	－	c																	
加減点合計 （1+2+3+4+5+6）				-32.5	点						-30.0	点								点									-30.0	点	
評　定　点 （※1）		①		32.5	点			②			35.0	点								点				③			点	④			35.0	点	
評定点計（※5）				34.0	点	（① 32.5点×0.4＋② 35点×0.2＋④ 35点×0.4）＝ 評定点計									34.00	点																	
7．法令遵守等（※6）				0	点	法令遵守等の該当事由																										
評　定　点　合　計 （※7）				34	点	評定点計（ 34 点）－ 法令遵守等（ 0 点）＝ 34 点																												

所見（※8）	主任又は一般監督員	総括監督員	検査員

※1　６５点＋加減点合計（１＋２＋３＋４＋５＋６）とする。
　　各評定点（①～④）は小数第１位まで記入する。
※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
　　評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
※3　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※4　社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
※5　既済部分（中間技術）検査があった場合：（①　　点×０．４＋②　　点×０．２＋③　　点×０．２＋④　　点×０．２）＝　　点　　※ただし、③（既済、中間）が２回以上の場合は平均値
※6　法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括監督員又は検査員が完成検査時に行う。
※7　評定点合計は、四捨五入により整数とする。
※8　所見欄には評定結果の概要を記載する。
※9　各考査項目ごとの採点は、別紙１～３考査項目別運用表によるものとする。

（総括監督員を任命しない場合は、主任監督員が総括監督員の評定を行うものとする。）

様式第1号－3

このシートは中間技術、部分使用検査用です。完成・完済部分検査には使用しません。

令和　　年　　月　　日 作成

奈 良 県 広 域 水 道 企 業 団

工事名	○○△△事務所解体工事	契約金額（最終）	1,234,567,890　（　2,345,678,900　）	円　（）書きは変更後の請負額を示す
受注者名	○○建設△△工務店特定建設工事共同企業体	工　　期	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日	完成年月日　令和　年　月　日

考　査　項　目		①主任及び一般監督員						②総括監督員								③検査員（中間・部分使用）								（中間・部分使用）評定点	④検査員							
		氏名						氏名								氏名	検査員１		検査員２		検査員３				氏名						
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a’	b	b’	c	d	e	評価	a	a’	b	b’	c	d	e	評価		a	a’	b	b’	c	d	e	評価
1．施工体制	Ⅰ施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5	-10																		点								
	Ⅱ配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5	-10																		（中・部）　令和　年　月　日								
2．施工状況	Ⅰ施工管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10										+5	－	+2.5	－	0	-7.5	-15	d	点	+5	－	+2.5	－	0	-7.5	-15	
	Ⅱ工程管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10		+2.0	－	+1.0	－	0	-7.5	-15										（中・部）　令和　年　月　日								
	Ⅲ安全対策	+5.0	+2.5	0	-5	-10		+3.0	－	+1.5	－	0	-7.5	-15										点								
	Ⅳ対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																		（中・部）　令和　年　月　日								
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5										+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	d	点	+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	
	Ⅱ品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5										+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	d	（中・部）　令和　年　月　日	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
	Ⅲ出来ばえ															+5	－	+2.5	－	0	-5	－	c	点	+5	－	+2.5	－	0	-5	－	
4．工事特性	Ⅰ施工条件等への対応（※2）							0					－	－										中間・部分使用検査が６回以上の場合								
5．創意工夫	Ⅰ創意工夫（※3）	0			－	－																		平均　　点								
6．社会性等	Ⅰ地域へ貢献等（※4）							+10	+7.5	+5	+2.5	0	－	－																		
加減点合計　（1+2+3+4+5+6）		点						点								-30.0　点									点							
評　定　点　（※1）		①　　点						②　　点								③　35.0　点								③　　点	④　　点							
評定点計（※5）		35.0　点																														
7．法令遵守等（※6）		0　点						法令遵守等の該当事由																								
評　定　点　合　計　（※7）		35　点																														

所　　見　（※8）	主任又は一般監督員	総括監督員	検査員

※1　６５点＋加減点合計（１＋２＋３＋４＋５＋６）とする。
　　各評定点（①～④）は小数第１位まで記入する。
※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
　　評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
※3　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※4　社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
※5　既済部分（中間技術）検査があった場合：（①　　点×０．４＋②　　点×０．２＋③　　点×０．２＋④　　点×０．２）＝　　点　　※ただし、③（既済、中間）が２回以上の場合は平均値
※6　法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括監督員又は検査員が完成検査時に行う。
※7　評定点合計は、四捨五入により整数とする。
※8　所見欄には評定結果の概要を記載する。
※9　各考査項目ごとの採点は、別紙１～３考査項目別運用表によるものとする。

（総括監督員を任命しない場合は、主任監督員が総括監督員の評定を行うものとする。）

様式第1号－3

このシートは中間技術、部分使用検査用です。完成・完済部分検査には使用しません。

令和　　年　　月　　日 作成

奈 良 県 広 域 水 道 企 業 団

工事名	○○△△事務所解体工事	契約金額（最終）	1,234,567,890　（　2,345,678,900　）	円　（）書きは変更後の請負額を示す
受注者名	○○建設△△工務店特定建設工事共同企業体	工　　期	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日	完成年月日　令和　年　月　日

考　査　項　目		①主任及び一般監督員						②総括監督員								③検査員（中間・部分使用）								（中間・部分使用）評定点	④検査員							
		氏名						氏名								氏名	検査員１		検査員２		検査員３				氏名						
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a’	b	b’	c	d	e	評価	a	a’	b	b’	c	d	e	評価		a	a’	b	b’	c	d	e	評価
1．施工体制	Ⅰ施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5	-10																		点								
	Ⅱ配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5	-10																		（中・部）　令和　年　月　日								
2．施工状況	Ⅰ施工管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10										+5	－	+2.5	－	0	-7.5	-15	d	点	+5	－	+2.5	－	0	-7.5	-15	
	Ⅱ工程管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10		+2.0	－	+1.0	－	0	-7.5	-15										（中・部）　令和　年　月　日								
	Ⅲ安全対策	+5.0	+2.5	0	-5	-10		+3.0	－	+1.5	－	0	-7.5	-15										点								
	Ⅳ対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																		（中・部）　令和　年　月　日								
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5										+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	d	点	+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	
	Ⅱ品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5										+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	d	（中・部）　令和　年　月　日	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
	Ⅲ出来ばえ															+5	－	+2.5	－	0	-5	－	c	点	+5	－	+2.5	－	0	-5	－	
4．工事特性	Ⅰ施工条件等への対応（※2）							0					－	－										中間・部分使用検査が６回以上の場合								
5．創意工夫	Ⅰ創意工夫（※3）	0			－	－	0																	平均　　点								
6．社会性等	Ⅰ地域へ貢献等（※4）							+10	+7.5	+5	+2.5	0	－	－																		
加減点合計　（1+2+3+4+5+6）		点						点								-30.0　点									点							
評　定　点　（※1）		①　　点						②　　点								③　　35.0　点								③　　点	④　　点							
評定点計（※5）		35.0　点																														
7．法令遵守等（※6）		0　点						法令遵守等の該当事由																								
評　定　点　合　計　（※7）		35　点																														

所　　見　（※8）	主任又は一般監督員	総括監督員	検査員

※1　６５点＋加減点合計（１＋２＋３＋４＋５＋６）とする。
　　各評定点（①～④）は小数第１位まで記入する。
※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
　　評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
※3　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※4　社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
※5　既済部分（中間技術）検査があった場合：（①　　点×０．４＋②　　点×０．２＋③　　点×０．２＋④　　点×０．２）＝　　点　　※ただし、③（既済、中間）が２回以上の場合は平均値
※6　法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括監督員又は検査員が完成検査時に行う。
※7　評定点合計は、四捨五入により整数とする。
※8　所見欄には評定結果の概要を記載する。
※9　各考査項目ごとの採点は、別紙１～３考査項目別運用表によるものとする。

（総括監督員を任命しない場合は、主任監督員が総括監督員の評定を行うものとする。）

様式第1号（別添）

○○△△事務所解体工事

既済部分(中間技術)検査回数	0

細目別評定点採点表

項目	細別	①主任及び一般監督員	②総括監督員	③検査員（部分使用・中間）	③検査員（部分使用・中間）	④検査員（完成）	細目別評定点（小数点以下第2位四捨五入）	得点割合（小数点以下第2位四捨五入）
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	（ -5 ）× 0.4 + 2.9 = 0.9 点					0.9 / 3.3点	2.6%
	Ⅱ．配置技術者	（ -5 ）× 0.4 + 2.9 = 0.9 点					0.9 / 4.1点	2.6%
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	（ -5 ）× 0.4 + 2.9 = 0.9 点		（ ）× 0.4 + 6.5 = 点	（ ）× 0.4 + 6.5 = 点	（ -7.5 ）× 0.4 + 6.5 = 3.5 点	4.4 / 13点	12.9%
	Ⅱ．工程管理	（ -5 ）× 0.4 + 2.9 = 0.9 点	（ -15 ）× 0.2 + 3.2 = 0.2 点				1.1 / 8.1点	3.2%
	Ⅲ．安全対策	（ -5 ）× 0.4 + 2.9 = 0.9 点	（ -15 ）× 0.2 + 3.3 = 0.3 点				1.2 / 8.8点	3.5%
	Ⅳ．対外関係	（ -2.5 ）× 0.4 + 2.9 = 1.9 点					1.9 / 3.7点	5.6%
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	（ -2.5 ）× 0.4 + 2.8 = 1.8 点		（ ）× 0.4 + 6.5 = 点	（ ）× 0.4 + 6.5 = 点	（ -10 ）× 0.4 + 6.5 = 2.5 点	4.3 / 14.9点	12.6%
	Ⅱ．品質	（ -2.5 ）× 0.4 + 2.9 = 1.9 点		（ ）× 0.4 + 6.5 = 点	（ ）× 0.4 + 6.5 = 点	（ -12.5 ）× 0.4 + 6.5 = 1.5 点	3.4 / 17.4点	10.0%
	Ⅲ．出来ばえ			（ ）× 0.4 + 6.5 = 点	（ ）× 0.4 + 6.5 = 点	（ 0 ）× 0.4 + 6.5 = 6.5 点	6.5 / 8.5点	19.1%
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応		（ 0 ）× 0.2 + 3.3 = 3.3 点				3.3 / 7.3点	9.7%
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	（ 0 ）× 0.4 + 2.9 = 2.9 点					2.9 / 5.7点	8.5%
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		（ 0 ）× 0.2 + 3.2 = 3.2 点				3.2 / 5.2点	9.4%
7．法令遵守等			（ 0 ）×1.0 = 0 点				0	
						評定点合計	34.0 / 100点	

※　部分使用（中間技術）検査があった場合　（①＋②＋③×０．５＋④×０．５）＝細目別評定点（既済、中間が２回以上の場合は③を平均する。）

※　部分使用（中間技術）検査がなかった場合　（①＋②＋④）＝細目別評定点

※　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

別紙1

考査項目別運用表（解体工事）

主任及び一般監督員用

〇〇△△事務所解体工事

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅰ.施工体制一般		□ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 □ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 □ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 □ ④現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。 □ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 □ ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 □ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 □ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。
		□	□ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑩その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価

a：施工体制が優れている。　b：施工体制が良好である。　c：施工体制が適切である。　d：施工体制がやや不適切である。
e：施工体制が不適切である。

該当項目が90%以上　・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満　・・・ c 該当項目が60%未満　・・・・・・・・ d	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	8 項目　　0%

別紙1

考査項目別運用表（解体工事）

主任及び一般監督員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅱ.配置技術者 （現場代理人等）		□ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。 □ ②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 □ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 □ ④工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項（以下、「契約書第１８条」という。）に基づく設計図書の照査を行っている。 □ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。 □ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
		□	□ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
		□	□ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 □ ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 □ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 □ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
		□	□ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑬その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価			
a：配置技術者として優れている。　b：配置技術者として良好である。　c：配置技術者として適切である。 d：配置技術者としてやや不適切である。　e：配置技術者として不適切である。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
	評価＝ d	0項	9 項目　　0%

※1. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

別紙1

考査項目別運用表（解体工事）

主任及び一般監督員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理		□ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 □ ②施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。 □ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 □ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 □ ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。 □ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 □ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 □ ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 □ ⑨解体順序ごとの施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 □ ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 □ ⑪使用する仮設材料・解体機器の調達の計画及び搬入後の点検・管理が良好である。 □ ⑫社内検査が計画的に行われている。 □ ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
		□	□ ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
			□ ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
		□	□ ⑯除去した石綿含有建材の保管、運搬及び処分が関係法令に基づき適切に行われ、記録の整備が良好である。
		□	□ ⑰特別管理産業廃棄物及び特殊な建設副産物の保管、運搬及び処分が関係法令に基づき適切に行われ、記録の整備が良好である。
		□	□ ⑱「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑲その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a：施工管理が優れている。　b：施工管理が良好である。　c：施工管理が適切である。　d：施工管理がやや不適切である。 e：施工管理が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	14 項目　　0%

※1. 本考査項目運用表（解体工事）は、建築構造物にかかる解体工事発注基準において入札参加資格登録業種区分が「その他（解体、撤去工事）」となる工事についてのみ適用する。
　解体工事のみを評価の対象とする（付帯工事等については評価の対象としない）。
　建築一式工事に解体または撤去工事が含まれる場合でも、本考査項目運用表（解体工事）は使用しない。

考査項目別運用表（解体工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理		□ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
			□ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
			□ ③工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
		□	□ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
		□	□ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
			□ ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。
			□ ⑦休日・代休の確保を行っている。
			□ ⑧近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
		□	□ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑩その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a：工程管理が優れている。　b：工程管理が良好である。　c：工程管理が適切である。　d：工程管理がやや不適切である。 e：工程管理が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ａ 該当項目が80%以上90%未満・・・・ｂ 該当項目が60%以上80%未満・・・・ｃ 該当項目が60%未満・・・・・ｄ	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ｄ	0項	6 項目　　0%

考査項目別運用表（解体工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策		□ ①災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 □ ②店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 □ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 □ ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 □ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 □ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 □ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
		□	□ ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
		□	□ ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
		□	□ ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
			□ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
			□ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
		□	□ ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。
		□	□ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑮その他 理由：
			（減点）該当すればc評価とする。 □ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 （減点）該当すればd評価とする。 □ 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a：安全対策が優れている。　b：安全対策が良好である。　c：安全対策が適切である。　d：安全対策がやや不適切である。 e：安全対策が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・・・ａ 該当項目が80%以上90%未満・・・・ｂ 該当項目が60%以上80%未満・・・・ｃ 該当項目が60%未満・・・・・ｄ			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
	評価＝ｄ	0項	9 項目　　0%

考査項目別運用表（解体工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅳ.対外関係	□	□ ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 □ ②工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。 □ ③引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 □ ④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 □ ⑤近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 □ ⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。 □ ⑦公道その他周辺への損傷・汚れがない、又は適切に補修・清掃を行うなど、近隣への配慮が良い。 □ □ ⑧「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 □ □ ⑨その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価			
a：対外関係が優れている。　b：対外関係が良好である。　c：対外関係が適切である。　d：対外関係がやや不適切である。 e：対外関係が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
	評価＝ d	0項	6 項目　　0%

※1. 本考査項目運用表（解体工事）は、建築構造物にかかる解体工事発注基準において入札参加資格登録業種区分が「その他（解体、撤去工事）」となる工事についてのみ適用する。
　解体工事のみを評価の対象とする（付帯工事等については評価の対象としない）。
　建築一式工事に解体または撤去工事が含まれる場合でも、本考査項目運用表（解体工事）は使用しない。

考査項目別運用表（解体工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形		□ ①足場その他仮設物の設置範囲及び仕様等が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ ②撤去対象物の範囲が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ ③整地の範囲及び埋め戻しが、設計図書を満足し、適切な施工である。 □ ④分別解体の方法等が、設計図書を満足し、適切な施工である。 □ ⑤施工記録が適切に整備されている。 □ ⑥解体施工において、出来形の管理方法を工夫している。 □ ⑦建設廃棄物の処分数量に関する管理記録の整備が適切である。 □ ⑧不可視部分の解体物の撤去状況が写真等で確認できる。
		□	□ ⑨くい等地下構造物の解体施工における方法等が、設計図書を満足し、適切な施工である。
		□	□ ⑩その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価

a：出来形が優れている。　b：出来形が良好である。　c：出来形が適切である。　d：出来形がやや不適切である。
e：出来形が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	8 項目　　0%

※1. 本考査項目運用表（解体工事）は、建築構造物にかかる解体工事発注基準において入札参加資格登録業種区分が「その他（解体、撤去工事）」となる工事についてのみ適用する。
　解体工事のみを評価の対象とする（付帯工事等については評価の対象としない）。
　建築一式工事に解体または撤去工事が含まれる場合でも、本考査項目運用表（解体工事）は使用しない。

考査項目別運用表（解体工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 解体工事		□ ①分別解体、建設廃棄物の処理・再資源化などに関して、工事着手前の調査・検討が適切に実施されている。 □ ②解体順序ごとの施工状況が施工計画書等に基づき、適切である。 □ ③不陸調整または整地における施工の品質が、適切である。 □ ④騒音、粉じんに十分な対策を行っている。 □ ⑤不可視部分の施工が解体方法・手順に関して適切に行われていることが確認でき、写真記録等の整備が良好である。
		□	□ ⑥くい等地下構造物の解体施工における施工手順・施工方法・管理方法等が適切である。
		□	□ ⑦有害物質（PCB、石綿、ダイオキシン、フロンなど）の飛散・流失等を防止し、処理方法の記録が良好である。
		□	□ ⑧その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価
a：品質が優れている。　b：品質が良好である。　c：品質が適切である。　d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	5 項目　　0%

※1．本考査項目運用表（解体工事）は、建築構造物にかかる解体工事発注基準において入札参加資格登録業種区分が「その他（解体、撤去工事）」となる工事についてのみ適用する。
　解体工事のみを評価の対象とする（付帯工事等については評価の対象としない）。
　建築一式工事に解体または撤去工事が含まれる場合でも、本考査項目運用表（解体工事）は使用しない。

別紙1

考査項目別運用表（解体工事）

主任及び一般監督員用

（創意1／2）

考査項目・細別		評価対象項目
5.創意工夫	■準備・後片づけ関係	□　測量・位置出しにおける工夫 □　現地調査方法の工夫 □　その他 理由：
		詳細評価内容：
	■施工関係	□　施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 □　工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み □　土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 □　建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 □　電気設備工事等の配線、配管等の工夫 □　暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 □　照明・視界確保等の工夫 □　仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □　運搬車両・施工機械等の工夫 □　型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □　施工管理及び品質向上等の工夫 □　プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □　仮設施工等の工夫 □　既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □　保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □　作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □　その他 理由：
		詳細評価内容：
	■品質関係	□　集計ソフト等の活用と工夫 □　躯体工事の品質管理の工夫 □　建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □　施工の検査・試験に関する工夫 □　品質記録方法の工夫 □　その他 理由：
		詳細評価内容：

別紙1

考査項目別運用表（解体工事）

主任及び一般監督員用

（創意2／2）

考査項目・細別		評価対象項目
5.創意工夫	■安全衛生関係	□ 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 □ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 □ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 □ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 □ 作業時における作業環境改善等の工夫 □ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■施工管理関係	□ 出来形の管理等に関する工夫 □ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 □ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 □ CAD、施工管理ソフト等の活用 □ 施工合理化技術（※5）を活用した施工管理の工夫 □ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■その他	<新技術活用>※新技術に関する下記5項目での加点は最大3点とする。 以下の項目評価に当たっては、発注者及び受注者の双方により活用効果を確認した上で評価する。 ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 □ （該当技術数:　）NETIS登録技術のうち、事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。（3点） □ （該当技術数:　）NETIS登録技術のうち、事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。（2点） □ （該当技術数:　）NETIS登録技術のうち、事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。（1点） □ （該当技術数:　）NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。（2点） □ （該当技術数:　）NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。（1点） ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。 □ その他 理由：
（最大　7点） 評 点 計＝ 0 点		詳細評価内容：

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。
なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

※5. 施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。）を採用した場合。

※6. 考査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体の内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は「■その他」<新技術活用>の項目に追加で加点できるものとする。

※7. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。（施工合理化技術に関するものを除く）

別紙2

考査項目別運用表（解体工事）

総括監督員用

○○△△事務所解体工事

考査項目	細　別	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理	□ ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 □ ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 □ ③近隣住民（入居官署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 □ ④配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 □ ⑤その他 理由：
	詳細評価内容：	
	a：工程管理が優れている。　b：工程管理が良好である。　c：工程管理が適切である。 d：工程管理がやや不適切である。　e：工程管理が不適切である。	
		評価選択　□ a　□ b　□ c　□ d　□ e
	評価＝ e	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	□ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 □ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 □ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 □ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 □ ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 □ ⑥その他 理由：
	詳細評価内容：	
	a：安全対策が優れている。　b：安全対策が良好である。　c：安全対策が適切である。 d：安全対策がやや不適切である。　e：安全対策が不適切である。	
		評価選択　□ a　□ b　□ c　□ d　□ e
	評価＝ e	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	□ ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 □ ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 □ ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 □ ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 □ ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 □ ⑥その他 理由：
	詳細評価内容：	
	a：地域への貢献が優れている。　a’：地域への貢献がやや優れている。　b：地域への貢献が良好である。 b’：地域への貢献がやや良好である。　c：他の評価に該当しない。	
		評価選択　□ a　□ a’　□ b　□ b’　□ c
	評価＝ c	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a’、b、b’、c評価を行う。

※1. 総括監督員は、主任監督員の意見を参考に総括的な評価を行う、

※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

R6.6

考査項目別運用表（解体工事）

（特性1／3）

考査項目（細別）	評価対象項目	
4. 工事特性 （施工条件等への対応）	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 大空間のホール等を有する建物 ☐ その他（理由：　　）
	評　点＝ 0 点	詳細評価内容：
	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 対象建物の耐震レベル ☐ 建物機能の特殊性 ☐ その他（理由：　　） [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
	評　点＝ 0 点	詳細評価内容：
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合　【総合評価における技術提案は除く】 ☐ 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 ☐ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ その他（理由：　　） [評価技術事例] ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 ・建物の広範囲にわたる吹付石綿を除去する工事で技術的に検討が必要な工事
	評　点＝ 0 点	詳細評価内容：

考査項目別運用表（解体工事）

（特性2／3）

考査項目（細別）	評価対象項目	
4．工事特性 （施工条件等への対応）	■厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □ 軟弱地盤、支持地盤の影響 □ 雨・雪・風・気温等の影響 □ その他（理由：　　） [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
	評　点＝０点	詳細評価内容：
	■厳しい周辺環境、社会条件との対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 地中埋設物等の作業障害 □ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 □ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ その他（理由：　　） [評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整ををを行った工事
	評　点＝０点	詳細評価内容：

考査項目別運用表（解体工事）

（特性3／3）

<table>
<tr><th>考査項目
（細別）</th><th colspan="2">評価対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="4">4．工事特性

（施工条件等への対応）</td><td rowspan="2">■施工現場での対応</td><td>※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。

【長期工事における安全確保への対応】

□　12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事　（ただし全面一時中止期間は除く）

【災害等での臨機の措置】

□　地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事

【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】

□　工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事

□　工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事

□　休日・夜間作業が工程の過半を超える工事

□　施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事

□　特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事

□　外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事

□　特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事

□　施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事

□　同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事

□　その他（理由：　　）</td></tr>
<tr><td>詳細評価内容：</td></tr>
<tr><td>評　点＝ 0 点</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">■施工現場での対応</td><td>【県内産建設資材等】

□　県内産建設資材（レディミクストコンクリート）を全種類、全量使用（※本項目は1点の加点とする。）

□　県内産建設資材（コンクリート二次製品）を全種類、全量使用（※本項目は1点の加点とする。）

□　県内産建設資材（舗装材料類）を全種類、全量使用（※本項目は1点の加点とする。）

□　奈良県リサイクル認定品（土木資材）の使用品目の全量使用（※本項目は2点の加点とする。）

□　その他（理由：　　）

□　その他（理由：　　）</td></tr>
<tr><td>詳細評価内容：</td></tr>
<tr><td>（最大　20点）</td><td>評　点＝ 0 点</td><td></td></tr>
<tr><td>評 点 計＝ 0 点</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※1．工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2．主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3．評価にあたっては、主任監督員の意見も参考に評価する。

※4．レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

※5．解体後に舗装工事がある場合は、【県内産建設資材等】の項目を評価の対象とする。

考査項目別運用表（解体工事）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8. 法令遵守等	点数	措置内容
	◉	該当無し
	○ −20 点	1.指名停止3ヶ月以上
	○ −15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ −13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ −10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ − 8 点	5.文書注意
	○ − 5 点	6.口頭注意
	○ − 3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（措置なしとした案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。）
	□ 0 点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等

① 本考査項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。

⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。

【上記で評価する場合の適応事例】

・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。

・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。

・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。

・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。

・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。

・ 6.建設業法に違反する事案が判明した 例）一括下請負、技術者の専任違反等

・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。

・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。

・10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。

・11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。

・12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。

・13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。

・14.受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。

・15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

・16.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。

・17.低入コスト調査で虚偽の報告があった。

・18.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。

・19.その他 理由：

別紙3

考査項目別運用表（解体工事）

検査員用

○○△△事務所解体工事

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理		□ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
			□ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
			□ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
			□ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
			□ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
			□ ⑥使用する仮設材料、解体機器の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
			□ ⑦解体順序ごとの施工の検査・確認の報告が、適時に行われていることが確認できる。
			□ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
			□ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
			□ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
			□ ⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。
		□	□ ⑫除去した石綿含有建材の保管、運搬及び処分が関係法令に基づき適切に行われ、記録の整備が良好であることが確認できる。
		□	□ ⑬特別管理産業廃棄物及び特殊な建設副産物の保管、運搬及び処分が関係法令に基づき適切に行われ、記録の整備が良好であることが確認できる。
		□	□ ⑭その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。 □ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示に従わなかった。

評価
a：施工管理が優れている。　b：施工管理が良好である。　c：施工管理が適切である。　d：施工管理がやや不適切である。 e：施工管理が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	11 項目　　0%

※1. 本考査項目運用表（解体工事）は、建築構造物にかかる解体工事発注基準において入札参加資格登録業種区分が「その他（解体、撤去工事）」となる工事についてのみ適用する。
　解体工事のみを評価の対象とする（付帯工事等については評価の対象としない）。
　建築一式工事に解体または撤去工事が含まれる場合でも、本考査項目運用表（解体工事）は使用しない。

考査項目別運用表（解体工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形		□ ①足場その他仮設物の設置範囲及び仕様等が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □ ②撤去対象物の範囲等が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □ ③分別解体等の方法等が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □ ④施工記録の整備が、良好であることが確認できる。 □ ⑤解体施工等において、出来形の管理方法を工夫していることが確認できる。 □ ⑥整地の範囲及び埋め戻しが、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □ ⑦建設廃棄物の処分数量に関する管理記録の整備が良好であることが確認できる。 □ ⑧不可視部分の解体物の撤去状況が写真等で確認できる。
		□	□ ⑨くい等地下構造物の解体施工における方法等が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
		□	□ ⑩その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a：出来形が特に優れている。 a’：出来形が優れている。 b：出来形が特に良好である。 b’：出来形が良好である。
c：出来形が適切である。 d：出来形がやや不適切である。 e：出来形が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ a’ 該当項目が70%以上80%未満・・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・・ b’ 該当項目が50%以上60%未満・・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	8 項目　　0%

※1. 本考査項目運用表（解体工事）は、建築構造物にかかる解体工事発注基準において入札参加資格登録業種区分が「その他（解体、撤去工事）」となる工事についてのみ適用する。
　解体工事のみを評価の対象とする（付帯工事等については評価の対象としない）。
　建築一式工事に解体または撤去工事が含まれる場合でも、本考査項目運用表（解体工事）は使用しない。

考査項目別運用表（解体工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 解体工事		□ ①分別解体、建設廃棄物の処理・再資源化などに関して、工事着手前の調査・検討が適切に実施されていることが確認できる。 □ ②解体順序ごとの施工状況が施工計画書等に基づき、適切であることが確認できる。 □ ③不陸調整または整地における施工の品質が、適切であることが確認できる。 □ ④粉じんが飛散することがないよう十分に管理されていることが確認できる。 □ ⑤騒音に対する配慮が十分に行われていることが確認できる。 □ ⑥不可視部分の施工が解体方法・手順に関して適切に行われていることが確認でき、写真記録等の整備が良好であることが確認できる。 □ □ ⑦くい等地下構造物の解体施工における施工手順・施工方法・管理方法等が適切であることが確認できる。 □ □ ⑧有害物質（PCB、石綿、ダイオキシン、フロンなど）の飛散・流失等を防止し、処理方法の記録が良好であることが確認できる。 □ □ ⑨その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。
c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ a’ 該当項目が70%以上80%未満・・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・・ b’ 該当項目が50%以上60%未満・・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	6 項目　　0%

※1. 本考査項目運用表（解体工事）は、建築構造物にかかる解体工事発注基準において入札参加資格登録業種区分が「その他（解体、撤去工事）」となる工事についてのみ適用する。
　解体工事のみを評価の対象とする（付帯工事等については評価の対象としない）。
　建築一式工事に解体または撤去工事が含まれる場合でも、本考査項目運用表（解体工事）は使用しない。

考査項目別運用表（解体工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 解体工事		□ ①解体後の土地の雨水排水等にきめ細かな配慮がなされて、解体後の不陸調整または整地（舗装している場合は舗装仕上げ）の状態が良い。
		□	□ ②別途発注工事又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		□	□ ③周辺施設の破損等がない。または補修対応している。
		□	□ ④施工後の清掃が入念に実施されている。
		□	□ ⑤全体的な美観が良好である。
		□	□ ⑥その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 出来ばえが劣っている。

評価			
a：全体的な完成度が優れている。　b：全体的な完成度が良好である。　c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上・・・・・ａ 該当項目が80%以上90%未満・・・・ｂ 該当項目が80%未満・・・・ｃ			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	評価＝ｃ	0項	1 項目　　0%

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び別途発注工事又は既存部分との調和、目的物としての機能などについて、観察等により技術的な評価を行う。

※3. 本考査項目運用表（解体工事）は、建築構造物にかかる解体工事発注基準において入札参加資格登録業種区分が「その他（解体、撤去工事）」となる工事についてのみ適用する。
　解体工事のみを評価の対象とする（付帯工事等については評価の対象としない）。
　建築一式工事に解体または撤去工事が含まれる場合でも、本考査項目運用表（解体工事）は使用しない。

考査項目別運用表（解体工事）

○○△△事務所解体工事

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理		□ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
			□ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
			□ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
			□ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
			□ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
			□ ⑥使用する仮設材料、解体機器の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
			□ ⑦解体順序ごとの施工の検査・確認の報告が、適時に行われていることが確認できる。
			□ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
			□ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
			□ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
			□ ⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。
		□	□ ⑫除去した石綿含有建材の保管、運搬及び処分が関係法令に基づき適切に行われ、記録の整備が良好であることが確認できる。
		□	□ ⑬特別管理産業廃棄物及び特殊な建設副産物の保管、運搬及び処分が関係法令に基づき適切に行われ、記録の整備が良好であることが確認できる。
		□	□ ⑭その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示に従わなかった。

評価

a：施工管理が優れている。　b：施工管理が良好である。　c：施工管理が適切である。　d：施工管理がやや不適切である。
e：施工管理が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	11 項目　　0%

※1. 本考査項目運用表（解体工事）は、建築構造物にかかる解体工事発注基準において入札参加資格登録業種区分が「その他（解体、撤去工事）」となる工事についてのみ適用する。
　解体工事のみを評価の対象とする（付帯工事等については評価の対象としない）。
　建築一式工事に解体または撤去工事が含まれる場合でも、本考査項目運用表（解体工事）は使用しない。

考査項目別運用表(解体工事)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形		□ ①足場その他仮設物の設置範囲及び仕様等が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □ ②撤去対象物の範囲等が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □ ③分別解体等の方法等が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □ ④施工記録の整備が、良好であることが確認できる。 □ ⑤解体施工等において、出来形の管理方法を工夫していることが確認できる。 □ ⑥整地の範囲及び埋め戻しが、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □ ⑦建設廃棄物の処分数量に関する管理記録の整備が良好であることが確認できる。 □ ⑧不可視部分の解体物の撤去状況が写真等で確認できる。
		□	□ ⑨くい等地下構造物の解体施工における方法等が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
		□	□ ⑩その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a:出来形が特に優れている。 a':出来形が優れている。 b:出来形が特に良好である。 b':出来形が良好である。
c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ a' 該当項目が70%以上80%未満・・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・・ b' 該当項目が50%以上60%未満・・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)=(評価数／対象評価項目数)×100

	評価= d	0項	8 項目　　0%

※1. 本考査項目運用表(解体工事)は、建築構造物にかかる解体工事発注基準において入札参加資格登録業種区分が「その他(解体、撤去工事)」となる工事についてのみ適用する。
　解体工事のみを評価の対象とする(付帯工事等については評価の対象としない)。
　建築一式工事に解体または撤去工事が含まれる場合でも、本考査項目運用表(解体工事)は使用しない。

考査項目別運用表（解体工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 解体工事		□ ①分別解体、建設廃棄物の処理・再資源化などに関して、工事着手前の調査・検討が適切に実施されていることが確認できる。 □ ②解体順序ごとの施工状況が施工計画書等に基づき、適切であることが確認できる。 □ ③不陸調整または整地における施工の品質が、適切であることが確認できる。 □ ④粉じんが飛散することがないよう十分に管理されていることが確認できる。 □ ⑤騒音に対する配慮が十分に行われていることが確認できる。 □ ⑥不可視部分の施工が解体方法・手順に関して適切に行われていることが確認でき、写真記録等の整備が良好であることが確認できる。 □ □ ⑦くい等地下構造物の解体施工における施工手順・施工方法・管理方法等が適切であることが確認できる。 □ □ ⑧有害物質（PCB、石綿、ダイオキシン、フロンなど）の飛散・流失等を防止し、処理方法の記録が良好であることが確認できる。 □ □ ⑨その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。
c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ a’ 該当項目が70%以上80%未満・・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・・ b’ 該当項目が50%以上60%未満・・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	6 項目　　0%

※1. 本考査項目運用表（解体工事）は、建築構造物にかかる解体工事発注基準において入札参加資格登録業種区分が「その他（解体、撤去工事）」となる工事についてのみ適用する。
　解体工事のみを評価の対象とする（付帯工事等については評価の対象としない）。
　建築一式工事に解体または撤去工事が含まれる場合でも、本考査項目運用表（解体工事）は使用しない。

考査項目別運用表（解体工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 解体工事		☐ ①解体後の土地の雨水排水等にきめ細かな配慮がなされて、解体後の不陸調整または整地（舗装している場合は舗装仕上げ）の状態が良い。
		☐	☐ ②別途発注工事又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		☐	☐ ③周辺施設の破損等がない。または補修対応している。
		☐	☐ ④施工後の清掃が入念に実施されている。
		☐	☐ ⑤全体的な美観が良好である。
		☐	☐ ⑥その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a：全体的な完成度が優れている。　b：全体的な完成度が良好である。　c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上・・・・・ａ 該当項目が80%以上90%未満・・・・ｂ 該当項目が80%未満・・・・ｃ			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④　評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	評価＝ｃ	0項	1 項目　　0%

※1．全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2．出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び別途発注工事又は既存部分との調和、目的物としての機能などについて、観察等により技術的な評価を行う。

※3．本考査項目運用表（解体工事）は、建築構造物にかかる解体工事発注基準において入札参加資格登録業種区分が「その他（解体、撤去工事）」となる工事についてのみ適用する。
　解体工事のみを評価の対象とする（付帯工事等については評価の対象としない）。
　建築一式工事に解体または撤去工事が含まれる場合でも、本考査項目運用表（解体工事）は使用しない。

別紙3

考査項目別運用表（解体工事）

検査員用

○○△△事務所解体工事

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理		□ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
			□ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
			□ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
			□ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
			□ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
			□ ⑥使用する仮設材料、解体機器の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
			□ ⑦解体順序ごとの施工の検査・確認の報告が、適時に行われていることが確認できる。
			□ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
			□ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
			□ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
			□ ⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。
		□	□ ⑫除去した石綿含有建材の保管、運搬及び処分が関係法令に基づき適切に行われ、記録の整備が良好であることが確認できる。
		□	□ ⑬特別管理産業廃棄物及び特殊な建設副産物の保管、運搬及び処分が関係法令に基づき適切に行われ、記録の整備が良好であることが確認できる。
		□	□ ⑭その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示に従わなかった。

評価
a：施工管理が優れている。　b：施工管理が良好である。　c：施工管理が適切である。　d：施工管理がやや不適切である。 e：施工管理が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	11 項目　　0%

※1. 本考査項目運用表（解体工事）は、建築構造物にかかる解体工事発注基準において入札参加資格登録業種区分が「その他（解体、撤去工事）」となる工事についてのみ適用する。
　解体工事のみを評価の対象とする（付帯工事等については評価の対象としない）。
　建築一式工事に解体または撤去工事が含まれる場合でも、本考査項目運用表（解体工事）は使用しない。

考査項目別運用表（解体工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形		□ ①足場その他仮設物の設置範囲及び仕様等が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □ ②撤去対象物の範囲等が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □ ③分別解体等の方法等が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □ ④施工記録の整備が、良好であることが確認できる。 □ ⑤解体施工等において、出来形の管理方法を工夫していることが確認できる。 □ ⑥整地の範囲及び埋め戻しが、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □ ⑦建設廃棄物の処分数量に関する管理記録の整備が良好であることが確認できる。 □ ⑧不可視部分の解体物の撤去状況が写真等で確認できる。
		□	□ ⑨くい等地下構造物の解体施工における方法等が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
		□	□ ⑩その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a：出来形が特に優れている。 a’：出来形が優れている。 b：出来形が特に良好である。 b’：出来形が良好である。
c：出来形が適切である。 d：出来形がやや不適切である。 e：出来形が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ a’ 該当項目が70%以上80%未満・・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・・ b’ 該当項目が50%以上60%未満・・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝ d	0項	8 項目　　0%

※1. 本考査項目運用表（解体工事）は、建築構造物にかかる解体工事発注基準において入札参加資格登録業種区分が「その他（解体、撤去工事）」となる工事についてのみ適用する。
　解体工事のみを評価の対象とする（付帯工事等については評価の対象としない）。
　建築一式工事に解体または撤去工事が含まれる場合でも、本考査項目運用表（解体工事）は使用しない。

考査項目別運用表（解体工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 解体工事		□ ①分別解体、建設廃棄物の処理・再資源化などに関して、工事着手前の調査・検討が適切に実施されていることが確認できる。 □ ②解体順序ごとの施工状況が施工計画書等に基づき、適切であることが確認できる。 □ ③不陸調整または整地における施工の品質が、適切であることが確認できる。 □ ④粉じんが飛散することがないよう十分に管理されていることが確認できる。 □ ⑤騒音に対する配慮が十分に行われていることが確認できる。 □ ⑥不可視部分の施工が解体方法・手順に関して適切に行われていることが確認でき、写真記録等の整備が良好であることが確認できる。 □ □ ⑦くい等地下構造物の解体施工における施工手順・施工方法・管理方法等が適切であることが確認できる。 □ □ ⑧有害物質（PCB、石綿、ダイオキシン、フロンなど）の飛散・流失等を防止し、処理方法の記録が良好であることが確認できる。 □ □ ⑨その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価			
a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ a’ 該当項目が70%以上80%未満・・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・・ b’ 該当項目が50%以上60%未満・・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
	評価＝ d	0項	6 項目　　0%

※1. 本考査項目運用表（解体工事）は、建築構造物にかかる解体工事発注基準において入札参加資格登録業種区分が「その他（解体、撤去工事）」となる工事についてのみ適用する。
　解体工事のみを評価の対象とする（付帯工事等については評価の対象としない）。
　建築一式工事に解体または撤去工事が含まれる場合でも、本考査項目運用表（解体工事）は使用しない。

考査項目別運用表（解体工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 解体工事		☐ ①解体後の土地の雨水排水等にきめ細かな配慮がなされて、解体後の不陸調整または整地（舗装している場合は舗装仕上げ）の状態が良い。
		☐	☐ ②別途発注工事又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		☐	☐ ③周辺施設の破損等がない。または補修対応している。
		☐	☐ ④施工後の清掃が入念に実施されている。
		☐	☐ ⑤全体的な美観が良好である。
		☐	☐ ⑥その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			☐ 出来ばえが劣っている。

評価			
a：全体的な完成度が優れている。　b：全体的な完成度が良好である。　c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上・・・・・ａ 該当項目が80%以上90%未満・・・・ｂ 該当項目が80%未満・・・・ｃ			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	評価＝ｃ	0項	1 項目　　0%

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び別途発注工事又は既存部分との調和、目的物としての機能などについて、観察等により技術的な評価を行う。

※3. 本考査項目運用表（解体工事）は、建築構造物にかかる解体工事発注基準において入札参加資格登録業種区分が「その他（解体、撤去工事）」となる工事についてのみ適用する。
　解体工事のみを評価の対象とする（付帯工事等については評価の対象としない）。
　建築一式工事に解体または撤去工事が含まれる場合でも、本考査項目運用表（解体工事）は使用しない。

別紙４　　解説

「施工プロセス」チェックリスト

基本事項

１．別紙1「考査項目別運用表」の主任又は一般監督員の評価を行うために、監督員が全ての工事現場において使用するものとする。

２．かっこ内の文字（〇〇）は説明文である。

３．原則として記載されたチェック項目を使用することとするが、各機関の工事内容等により、該当しないものは削除しても良いものとする。

４．記載されたもの以外にチェック項目が必要な場合は、各機関が考査項目を勘案のうえ、追加しても良いものとする。

５．各評価項目の文面は、各機関の実状に合わせて変更しても良いものとする。ただし、評価内容は変更しないものとする。

６．作成した「「施工プロセス」チェックリスト」は、成績評定書（完成または完済部分検査）に添付するものとする。
「「施工プロセス」チェックリスト」に基づく確認結果は、工事成績評定に反映させることとなるので、備考欄を活用し、指導状況、是正状況、取り組み状況等の記録を残すものとする。

（別紙４）

「施工プロセス」チェックリスト

1．工事名
2．工　期　　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日
3．受注者

〇〇〇〇〇〇（部署名を記入）
〇〇　〇〇（担当者名を記入）

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督員が確認する。
②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。（必要に応じて指示事項等を記入してもよい。）備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。
③確認項目についてチェックした内容は、工事成績評定（該当する評価対象項目）にもれなく反映する。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック欄（指示事項等）								備考
				着手前	施工中						完成時	
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	〇品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。（施工計画書提出時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		〇建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		〇請負代金内訳書	・請負代金内訳書を契約締結後14日以内に提出した。（契約後）	（／）□								
		〇労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		〇建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。（全ての下請業者を含む。）（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		〇施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体制台帳に下請負契約書等（写）（再下請業者を含む。）を添付している。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。また、工事関係者の見やすい場所に「再下請通知する旨」の掲示を行っている。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図に記載されている業者のみが作業している。（施工時　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（下請工事がある全ての工事に適用する。）（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

「施工プロセス」チェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等）								備考
				着手前	施　工　中						完成時	
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者	○工事実績情報	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督員に提出した。 （契約後、変更後、完成時）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	
		○現場代理人	・現場に常駐している。 （施工中　1回／月程度）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・監督員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○監理技術者（主任技術者）の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 （着手前）	（　／　） □									
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 （着手前）	（　／　） □									
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（専任義務は建築一式工事7,000万円以上、その他工事3,500万円以上） （施工中　1回／月程度）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 （施工中、打合せ時）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○下請負者の把握	・県の指名停止期間中でない。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査　等	・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 （着手前、施工中適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 （着手前、施工中適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 （着手前、変更時）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		

「施工プロセス」チェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等）								備考
				着手前	施　工　中						完成時	
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、監督員に提出した。 （施工中適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 （着手前、施工中適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □			
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。（必要に応じ、以下の内容をチェックする。） ①災害防止協議会等（施工中適宜） ②店社パトロール（施工中1回／月程度） ③安全教育、訓練等（施工中適宜） ④安全巡視、TBM、KY等（施工中適宜） ⑤新規入場者教育（施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①過積載防止対策（施工中適宜） ②機械・車両等点検整備等（施工中1回／月程度） ③重機操作時安全点検記録等（施工中適宜） ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録　（施工中適宜） ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録（施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①関係官署（施工中適宜） ②近隣住民・入居官署等　（施工中適宜） ③関連工事等（施工中適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		

考価項目		主任又は一般監督員							総括監督員														
項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e								
1. 施工体制	Ⅰ施工体制一般	1	－	0.5	－	0	−5	−10	－	－	－	－	－	－	－								
	Ⅱ配置技術者	3	－	1.5	－	0	−5	−10	－	－	－	－	－	－	－								
2. 施工状況	Ⅰ施工管理	4	－	2	－	0	−5	−10	－	－	－	－	－	－	－								
	Ⅱ工程管理	4	－	2	－	0	−5	−10	2	－	1	－	0	−7.5	−15								
	Ⅲ安全対策	5	－	2.5	－	0	−5	−10	3	－	1.5	－	0	−7.5	−15								
	Ⅳ対外関係	2	－	1	－	0	−2.5	−5	－	－	－	－	－	－	－								
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	4	－	2	－	0	−2.5	−5	－	－	－	－	－	－	－								
	Ⅱ品質	5	－	2.5	－	0	−2.5	−5	－	－	－	－	－	－	－								
	Ⅲ出来ばえ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－								
4. 工事特性	Ⅰ工事特性	－	－	－	－	－	－	0	－	－	0	－	0	－	－								
5. 創意工夫	Ⅰ創意工夫	0	－	0	－	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－								
6. 社会性等	Ⅰ地域への貢献等	－	－	－	－	－	－	－	10	7.5	5	2.5	0	－	－								

考価項目		既済検査時（1）							既済検査時（2）							検査員						
項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ施工体制一般	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	Ⅱ配置技術者	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2. 施工状況	Ⅰ施工管理	5	－	2.5	－	0	−5	−15	5	－	2.5	－	0	−5	−15	5	－	2.5	－	0	−7.5	−15
	Ⅱ工程管理	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	Ⅲ安全対策	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	Ⅳ対外関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	10	7.5	5	2.5	0	−10	−20	10	7.5	5	2.5	0	−10	−20	10	7.5	5	2.5	0	−10	−20
	Ⅱ品質	15	12	7.5	4	0	−12.5	−25	15	12	7.5	4	0	−12.5	−25	15	12	7.5	4	0	−12.5	−25
	Ⅲ出来ばえ	5	－	2.5	－	0	−5	－	5	－	2.5	－	0	−5	－	5	－	2.5	－	0	−5	－
4. 工事特性	Ⅰ工事特性	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5. 創意工夫	Ⅰ創意工夫	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6. 社会性等	Ⅰ地域への貢献等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

法令遵守等減点項目	判定		点数
該当なし	1		0
1. 指名停止3ヶ月以上	2		−20
2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	3		−15
3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	4		−13
4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	5		−10
5. 文書注意	6		−8
6. 口頭注意	7		−5
7. 不問で処分した案件	8		−3
9. 総合評価提案の不満足等	FALSE		0

別表1

細目別評定点(建築･設備工事)

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	0.9 / 3.3 点
	Ⅱ. 配置技術者	0.9 / 4.1 点
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	4.4 / 13.0 点
	Ⅱ. 工程管理	1.1 / 8.1 点
	Ⅲ. 安全対策	1.2 / 8.8 点
	Ⅳ. 対外関係	1.9 / 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	4.3 / 14.9 点
	Ⅱ. 品質	3.4 / 17.4 点
	Ⅲ. 出来ばえ	6.5 / 8.5 点
4. 工事特性 (加点のみ)	施工条件等への対応	3.3 / 7.3 点
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	2.9 / 5.7 点
6. 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	3.2 / 5.2 点
7. 法令遵守等 (減点のみ)		0
評定点合計		34 / 100 点

工事番号 : 第 ー 号

工 事 名 : ○○△△事務所解体工事

考価項目		主任又は一般監督員							総括監督員														
項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e								
1. 施工体制	Ⅰ施工体制一般	1	－	0.5	－	0	−5	−10	－	－	－	－	－	－	－								
	Ⅱ配置技術者	3	－	1.5	－	0	−5	−10	－	－	－	－	－	－	－								
2. 施工状況	Ⅰ施工管理	4	－	2	－	0	−5	−10	－	－	－	－	－	－	－								
	Ⅱ工程管理	4	－	2	－	0	−5	−10	2	－	1	－	0	−7.5	−15								
	Ⅲ安全対策	5	－	2.5	－	0	−5	−10	3	－	1.5	－	0	−7.5	−15								
	Ⅳ対外関係	2	－	1	－	0	−2.5	−5	－	－	－	－	－	－	－								
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	4	－	2	－	0	−2.5	−5	－	－	－	－	－	－	－								
	Ⅱ品質	5	－	2.5	－	0	−2.5	−5	－	－	－	－	－	－	－								
	Ⅲ出来ばえ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－								
4. 工事特性	Ⅰ工事特性	－	－	－	－	－	－	0	－	－	0	－	0	－	－								
5. 創意工夫	Ⅰ創意工夫	0	－	0	－	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－								
6. 社会性等	Ⅰ地域への貢献等	－	－	－	－	－	－	－	10	7.5	5	2.5	0	－	－								

考価項目		既済検査時（1）							既済検査時（2）							検査員						
項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ施工体制一般	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	Ⅱ配置技術者	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2. 施工状況	Ⅰ施工管理	5	－	2.5	－	0	−5	−15	5	－	2.5	－	0	−5	−15	5	－	2.5	－	0	−7.5	−15
	Ⅱ工程管理	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	Ⅲ安全対策	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	Ⅳ対外関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	10	7.5	5	2.5	0	−10	−20	10	7.5	5	2.5	0	−10	−20	10	7.5	5	2.5	0	−10	−20
	Ⅱ品質	15	12	7.5	4	0	−12.5	−25	15	12	7.5	4	0	−12.5	−25	15	12	7.5	4	0	−12.5	−25
	Ⅲ出来ばえ	5	－	2.5	－	0	−5	－	5	－	2.5	－	0	−5	－	5	－	2.5	－	0	−5	－
4. 工事特性	Ⅰ工事特性	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5. 創意工夫	Ⅰ創意工夫	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6. 社会性等	Ⅰ地域への貢献等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

法令遵守等減点項目	判定		点数
該当なし	1		0
1. 指名停止3ヶ月以上	2		−20
2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	3		−15
3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	4		−13
4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	5		−10
5. 文書注意	6		−8
6. 口頭注意	7		−5
7. 不問で処分した案件	8		−3
9. 総合評価提案の不満足等	FALSE		0

検査記録表[指摘・報告](検査員検査用)

検査名		検査員		工事名	
検査実施日	年　月　日	監督員		受注者	
手直完了日	年　月　日	受検者		現場代理人	

符号	区分			指摘事項	処置事項	処置年月日
	指示	注意①	注意②			

[備考]

※ 1 用紙サイズは適宜拡大可
※ 2 必要に応じて図面、写真等を添付すること

検査記録表の注釈

検査結果は次の区分とする。

区分	内容	合否
指示	手直し（修補）が必要な事項、緊急を要する事項	不合格
注意①	改善を要し、監督員を通じて検査員へ報告が必要な事項	合格
注意②	改善を要し、監督員へ報告が必要な事項	合格
意見	今後改善を要すると認めた事項	合格

検査記録表の記載方法

・指示

手直し（修補）が必要な事項については、「検査記録表（指摘・報告）」（以下「検査記録表」という）に指摘事項を記載し、指示欄にマークするとともに、別紙「手直し工事指示書」により手直し指示を行う。手直し（修補）等の再検査については、建設工事等検査要領第11条による。なお、緊急を要する事項については、「検査記録表」に指摘事項を記載し、指示欄にマークすることにより指示を行う。

・注意①

改善を要すると認め検査員まで報告が必要とした事項については、「検査記録表」に指摘事項を記載し、注意①欄にマークする。処置事項については、必要書類を添付のうえ、監督員を通じて検査員に報告して確認を受ける。

・注意②

改善を要すると認め監督員まで報告するとした事項については、「検査記録表」に指摘事項を記載し、注意②欄にマークする。処置事項については、監督員に確認を受ける。

・意見

今後改善を要すると認めた事項については、「検査記録表」には記載しない。

別紙

手直し（修補）工事指示書		所管事務所等	
工事番号			
工事名			
工事場所			
請負金額			
契約工期			
検査年月日		手直し期限	
県側立会者		受注者側立会者	
手直し指示事項			

上記のとおり措置されたい。

＜元号＞　　年　　月　　日

（契約の相手方）
　商号又は名称
　　代表者氏名　　様

検 査 員　　㊞